

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

株式会社琵琶湖グランドホテル 行動計画

女性の管理職を増やし、仕事と家庭の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1・計画期間 令和7年7月1日～令和12年6月30日までの5年間

2・内容

目標1：部長級に占める女性比率を2%以上にする。(女性活躍推進法)

(対策)

- 令和7年8月～会議等にて現状把握や課題確認を行い、問題意識の共有を図る。

令和7年10月～女性にとって不利な昇進基準になっていないか、人事評価基準について見直
しを図る。

社員がその他能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよ
うに行動計画を策定する。

目標2：妊娠中や出産後の女性社員に対する母性健康管理について、社員に対する制度の周知や情報
提供等の実施。(次世代育成支援対策推進法)

(対策)

- 令和7年7月～社員との個別相談窓口を設ける。(総務課内)

目標3：育児休業を取得及び職場復帰しやすい環境の整備を実施。(次世代育成支援対策推進法)

(対策)

- 令和7年8月～育児休業からの復帰後の女性労働者が就業を継続し、活躍できる職場を目指す。

目標4：育児、介護等の休業および給付等の諸制度の周知徹底を図る。(次世代育成支援対策推進法)

(対策)

- 令和7年6月～育児、介護等の相談窓口を総務に設置する。

目標5：子の看護休暇制度を拡充する。(子の対象年齢の拡大)(次世代育成支援対策推進法)

(対策)

- 令和7年6月～ ① 相談体制の在り方について検討する。
② 相談窓口を設置し社員に周知するとともに活用を促進する。

目標6：男性労働者で育児休業又は育児目的休暇を取得した者をそれぞれ1名以上とする

(対策)

- 令和7年8月～各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の
見直し、複数担当者制)・実施

目標7：法定時間外労働時間及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする

(対策)

- 令和7年6月～業務量の見直し及び効率化、各部署における問題点の検討